# 令和6年度スポーツ少年団登録の注意事項について

## 【登録を行う前に】

スポーツ少年団登録システムに登録されている代表メールアドレスに、スポーツ少年団登録に係る「再招待メール」が、 3月29日に日本スポーツ協会(jjsa.entry@japan-sports.or.jp)より送信されますので、メールの内容に従い、新パスワードを設定してください。メールが届いていない場合は当本部までご連絡ください。

## 【指導者の登録について】

(1) 18歳以上の、理念を学んだ指導者(登録システムにて理念「○」)が2名以上いること。 しかし、**令和6年度は**旧認定員からスポーツコーチングリーダー(コーチングアシスタント)へ資格移行ができていない指導者は、 岩手県独自の緩和措置として、**理念を学んだ指導者として認めることにします**。その際、**登録は「役員・スタッフ**」で登録すること。 令和7年度の登録については

#### 【旧認定員が引き続き指導する場合】

令和6年5月末、11月末までスポーツコーチングリーダーに移行手続きをすること。

#### 【旧認定員が引き続き指導せず、理念を学んだ指導者が居なくなる場合】

理念を学んだ指導者が2名以上になるよう令和6年度のスタートコーチ(ジュニアユース)養成講習会の受講を修了すること。

※詳細は別添の「令和6年度スポーツ少年団指導者登録について」を参照ください。

# 【確認事項について】

- (1) 既にスポーツコーチングリーダー(コーチングアシスタント)に移行した指導者、スタートコーチを取得した(理念を学んだ) 指導者が、役員・スタッフに登録されていないか確認すること。
- (2) 令和 5 年度にスポーツコーチングリーダー(コーチングアシスタント)に移行し認定番号を付与された者は、その認定番号を入力してください。
  - ※スポ少主催の大会に監督・コーチとしての参加申込できなくなる可能性がある。JSPO公認指導者資格保有者も、指導者登録とすること。
- (3) 令和 5 年度にスタートコーチ養成講習会を受講し修了した者の登録方法については、スポーツ少年団登録システムログイン画面にある「前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法」をご参照ください。
- (4) 複数団に登録する指導者の場合、該当者指導者の個人 I Dを入力する必要があるため、当本部までご連絡ください。 また、複数団に登録する際、名寄せをせずに新規登録していないか確認すること。※システム上、別人の認識となってしまう。